重要事項説明書（訪問看護･介護予防訪問看護サービス）

（令和 6年6月現在）

1. 法人及び事業所の概要

名称･法人種別	医療法人　仁心会　宇治川病院
代表者名	理事長　　葉山　典泰
所在地	宇治市小倉町老ノ木31
電話番号	0774 - 22 - 1335
設立年月日	平成7年12月1日

事業所名	医療法人　仁心会　訪問看護ステーションうじがわ
所在地	宇治市小倉町老ノ木31
事業者指定番号	2661290045
管理者	池田　智子
連絡先	0774 - 20 - 7941
通常の実施地域	宇治市、久御山町、城陽市、京都市伏見区向島 ※詳細については、事業所までお問い合わせください。

2. 事業所の職員体制等

職種	人　　員
管理者	1名
訪問看護師	5名（看護師／常勤兼務1名、常勤3名） （准看護師／常勤1名）
事務担当	1名（常勤兼務1名）

3. 営業時間

区分	平日	土曜日	日・祝日
営業時間	8：30～17：00	8：30～12：30	休日

（注）年末年始(12／31～1／3)は、「休日」の扱いとなります。

4. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

お客様相談・苦情受付窓口	電話番号	0774 - 20 - 7941
	相談員(責任者)	池田　智子
	対応時間	平日　8：30～17：00

(1) 相談又は苦情対応について

相談･苦情に対する常設の窓口として、相談員(責任者)が対応することとしています。又、相談員(責任者)が不在の時は、速やかに連絡をとり相談に応じます。

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制･手順

苦情があった場合には、ただちに相談員(責任者)が相手方に連絡をとり詳しい状況を聞く

とともに、訪問看護員からも事情を確認します。苦情の内容によっては、当該利用者の介護支援専門員に連絡をとり、利用者宅へ訪問し、必ず具体的な対応(謝罪)を迅速に行い、その記録を台帳に保管し再発防止に努めます。

○公的機関においても、次の機関において苦情申立等ができます。

宇治市役所 介護保険課	所在地	宇治市宇治琵琶 33 番地
	電話番号	0774 - 20 - 8731
	対応時間	8：30～17：00
久御山町役場 民生部　住民福祉課	所在地	久御山町島田ミスノ 38 番地
	電話番号	075 - 631 - 9902
	対応時間	8：30～17：00
城陽市役所 福祉保健部　高齢介護課 高齢福祉係	所在地	城陽市寺田東ノ口 16・17
	電話番号	0774 - 56 - 4031
	対応時間	9：00～17：00
伏見区役所 介護保険課	所在地	京都市伏見区鷹匠町 39 番地の 2
	電話番号	075 - 611 - 1101（代表）
	対応時間	9：00～17：00
京都府国民健康保険団体連合会　介護保険課 介護管理係　相談担当	所在地	京都市下京区烏丸四条下ル水銀屋町 620 番地
	電話番号	075 - 354 - 9090
	対応時間	9：00～12：00、13：00～17：00

5. 緊急時の対応

(1) 看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を講じるものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じる事とする。

(2) 看護師等は前項について、緊急時の対応・処置を行った場合は、速やかに主治医及び管理者へ連絡・報告を行わなければならない。

6. 事故発生時の対応

(1) サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、その家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(2) 利用者に対する賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行う。

7. サービス利用料金

【介護保険】

＜基本料金＞

サービス提供時間	1 割負担
20 分未満	328 円
20 分以上 30 分未満	491 円
30 分以上 60 分未満	858 円
60 分以上 90 分未満	1,176 円

【介護保険・予防】

＜基本料金＞＊要支援の方のみ対象

サービス提供時間	1割負担
20分未満	316円
20分以上30分未満	470円
30分以上60分未満	828円
60分以上90分未満	1,136円

＜時間外＞

早朝　6時～8時・夜間　18時～22時	基本料金の25%増し
深夜　22時～6時	基本料金の50%増し

＜その他の加算＞

加　算　名			1割負担
複数名訪問加算　※1	看護師	30分未満	265円
		30分以上	419円
	看護補助者	30分未満	209円
		30分以上	330円
特別管理加算(Ⅰ)　※2	イ		521円
特別管理加算(Ⅱ)	ロ、ニ、ホ、ヘ		261円
緊急時訪問看護加算　※3			626円
長時間訪問看護加算　※4			313円
初回加算	退院当日の初回訪問		365円
	退院日以外の初回訪問		313円
口腔連携強化加算　※5			53円
看護・介護職員連携強化加算　※6			261円
退院時共同指導加算　※7			625円
サービス提供体制加算Ⅱ1　※15			4円
ターミナルケア加算　※8			2,605円

＊負担割合については「介護保険負担割合証」に記載の割合に準ずるものとします。

＊准看護師の基本料金は上記表の90%になります。

＊1及び4については、看護師訪問との合算になりますので、請求明細には「複1」「複2」「長」という表記になります。

【医療保険】

＜基本料金＞　＊〔　〕内は准看護師

サービス内容		1割負担
基本療養費（Ⅰ）	週3日目まで	555〔505〕円
	週4日目以降	655〔605〕円
基本療養費（Ⅲ）	入院中、在宅療養に備えて一時外泊した際の訪問	850円

管理療養費	月の初日の訪問	767 円
	月の 2 日目以降の訪問	250 円

＜その他の加算＞

加　算　名		1 割負担
難病等複数回訪問加算	1 日に 2 回	450 円
	1 日に 3 回以上	800 円
複数名訪問看護加算　※1	看護師	450 円
	准看護師	380 円
	看護補助者	300 円
特別管理加算　※2	ロ、ニ、ホ、ト	250 円
	イ	500 円
緊急訪問看護加算　※3-1	月 14 日目まで	265 円
	月 15 日目以降	200 円
長時間訪問看護加算　※4		520 円
夜間・早朝訪問看護加算	18 時～22 時・6 時～8 時	210 円
深夜訪問看護加算	22 時～6 時	420 円
24 時間対応体制加算　※3		680 円
退院時共同指導加算　※7		800 円
特別管理指導加算　※9		200 円
退院支援指導加算　※10		600 円
在宅患者連携指導加算　※11		300 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		200 円
情報提供療養費　※13		150 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算　※14		50 円
ターミナルケア療養費　※8		2,500 円

＊負担割合については健康保険証に記載の割合に準ずるものとします。

◇各加算について

※1. 利用者様の身体理由により、1 人の看護師等による訪問看護が困難な場合において、同時に複数の看護師等が利用者様 1 人に対して訪問看護を行った場合に加算されます。

※2. 特別な管理が必要となる場合に加算されます。

イ. 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

ロ. 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅時続陽圧呼吸療法指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者又は在宅気管切開患者指導管理を受けている状態

ハ. ドレーンチューブを使用している状態

ニ. 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

ホ. 真皮を超える褥瘡の状態

ヘ. 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

ト. 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している状態

※3. 計画的な訪問以外の緊急訪問を必要に応じて行う場合に加算されます。

3-1　緊急訪問を行った場合に、1 日につき 1 回加算されます。

※4. 特別な管理を必要とする利用者様に対し、所要時間1時間30分を超えて指定訪問看護を行った場合に加算されます。
※5. 口腔の健康状態を歯科医療機関と情報連携した場合に加算されます。
※6. 訪問介護事業所と連携し、利用者様に対し特定行為業務を行う為の支援を行った場合に加算されます。
※7. 病院･施設に入院･入所中の利用者様が退院･退所するに当たり、当事業所看護師が医師らと共同して指導を行った場合に加算されます。
※8. ケアに必要な物品代として、別途　15,900円を実費請求させて頂きます。
※9. 病院･施設に入院･入所中で特別な管理が必要な利用者様が退院･退所するに当たり、当事業所看護師が医師らと共同して指導を行った場合に加算されます。
※10. 退院日に医療機関以外で療養上必要な指導を行った場合に加算されます。
※11. 利用者様の診療情報を連携の必要な医療機関に文書で提供し、利用者様やご家族に指導等を行った場合に加算されます。
※13. 管轄の市町村に情報提供した場合に加算されます。
※14. オンライン資格確認等により診療・薬剤情報等を取得し、看護計画等に活用した場合に加算されます。
※15. サービス1回ごとに1回加算されます。

8. 交通費

介護保険・医療保険ともに無料になります。

9. キャンセル料

利用者の都合により、サービスを中止する場合は、次のキャンセル料を頂きます。
但し、利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情の場合は不要です。

利用日の2日前までに連絡があった場合	無料
利用日の前日までに連絡があった場合	利用料の50%
利用日の前日までに連絡がなかった場合	利用料の100%

10. 利用料等のお支払方法

(1) 利用料の徴収

利用料は月締めとし、翌月26日頃に口座振替でのお支払いとなります。

(2) 利用者負担金

イ. 利用者負担金は、介護保険・医療保険の法定利用料に基づく金額です。
ロ. 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅介護サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります)。医療保険の場合は、この限りではありません。
ハ. 利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行し、口座振替又は現金にてお支払頂きます。

11. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するための指針を整備し、対策委員会や研修を定期開催し、従業員への周知を図ります。また、虐待等が発生した場合速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。

12. 身体的拘束等の適正化

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないとした上で、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととします。

[サービスご利用に際してのお願い]

(1) お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
(2) 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
(3) 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。
(4) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。
(5) 訪問中の喫煙はご遠慮ください。

[サービス利用にあたっての禁止事項について]

(1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
(2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
(3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

上記の契約を証するため、本書を二通作成し、利用者及び事業者が署名押印の上、一通ずつ保有するものとします。

契約締結日　令和　　年　　月　　日

契約者氏名

事業者　当時業者は指定訪問看護事業者として、以上の契約の内容及び重要事項、利用料金等について利用者へ説明しました。当時業者は、利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定めるサービスを誠実に責任をもって行います。

＜事業者名＞医療法人　仁心会　訪問看護ステーションうじがわ
＜住　　所＞宇治市小倉町老ノ木31
＜代表者名＞葉山　典泰　　印

＜説 明 者＞　　印

利用者　私は、以上の契約内容及び重要事項、利用料金等について、訪問看護事業所より説明を受け、内容を確認しました。私は、この契約書で確認する訪問看護サービスの利用を申し込みます。

利用者＜氏　　名＞　　印

家　族＜氏　　名＞　　印

代理人＜氏　　名＞　　印